

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和2年3月25日から同年4月23日までの間、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、

- ・ 来店せずに質入れを行うことができれば利便性の向上につながる等の御意見を頂いた一方で、
    - ・ 質取引は、古物の買取りと違い、利用者の質物を大切に保管し、完全な形で返さなければならないところ、今般意見募集を行った内閣府令案に基づく非対面の質取引の場合、返還時の質物の破損や状態変化、紛失、取り違い、誤引渡し等が生じるおそれがある
    - ・ 対面の質取引の場合には可能であった、質置主に対する観察や質問による盗品等の看破が困難になり、盗品等の流入が増加するおそれがある
- 等の慎重な立場からの御意見も多数頂くなど合計2,615件の御意見を頂いたこと等を踏まえ、今般意見募集を行った内閣府令案については制定しないこととし、引き続き幅広い観点から検討を行うことといたしました。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも警察行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 命令等の題名

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案

2 命令等の案を公示した日

令和2年3月25日

3 頂いた御意見等の総数及びその内訳

頂いた御意見等の総数 2,615件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	2,450件
電子メール	35件
F A X	118件
郵 送	12件